

## 品川区雨水利用タンク設置助成要綱

制定 平成 18 年 3 月 22 日区長決定要綱第 33 号

改正 平成 23 年 3 月 28 日区長決定要綱第 38 号

改正 平成 31 年 4 月 17 日部長決定要綱第 217 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、雨水利用のためのタンク(以下「雨水利用タンク」という。)を設置する者に対し助成金を交付することにより、雨水の有効利用を推進し、かつ、雨水の流出抑制を図り、もって健全な水循環の再生および都市の安全性の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において「雨水利用タンク」とは、建築物の屋根等に降った雨を集め、これを利用するための貯水タンクをいう。

### (助成対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることのできる者は、雨水利用タンクを品川区内に設置する者とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 国、地方公共団体およびその他公共団体に準ずる団体
- (2) 販売等を目的とした建物に雨水利用タンクを設置する不動産業者、建設業者等

### (雨水利用タンクの基準)

第 4 条 助成対象となる雨水利用タンクは、次に掲げる要件を満たしているものをいう。

- (1) 貯留した雨水の水質が悪化しない構造であること。
- (2) 容易に転倒しない構造であるなど、使用にあたって安全性が確保されていること。

### (助成金の額等)

第 5 条 助成金の額は、雨水利用タンクの購入費(付属品、消費税を含む)および雨水利用タンクの設置工事費(消費税を含む。)を合計した額の 2 分の 1 の額とし、雨水利用タンク 1 個につき 5 万円を限度とする。ただし、雨水利用タンクの設置工事に係る助成金の額は、雨水利用タンクの設置に必要な事項に限ることとし、1 個あたり 1 万 5 千円を限度とする。

- 2 同一申請者に対する年度内の助成額の総額は 1 0 万円を限度とする。
- 3 助成金の額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 助成金の交付の総額は、予算の定める額を限度とする。

### (交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、雨水利用タンク設置助成金交付申請書(第 1 号様式)により、次に掲げる書類を添えて区長に提出し

なければならない。

- (1) 雨水利用タンクの購入予定費および設置工事予定費のわかる書類
- (2) 雨水利用タンクの設置場所が確認できる書類
- (3) その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があったときは助成金交付の適否を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、雨水利用タンク設置助成金交付決定通知書（第2号様式 以下「交付決定通知」という。）により通知するものとする。なお、交付決定の有効な期間は交付を決定した日の属する年度の末日までとする。

- 2 区長は、前項の交付決定にあたり、必要があると認めるときは条件を付することができる。
- 3 交付決定を受けたものは、交付決定通知に記載された金額に変更が生じた場合には、区長に、完了届提出前に雨水利用タンク設置助成金変更交付申請書（第3号様式 以下「変更申請書」という。）を提出しなければならない。
- 4 区長は、変更申請書が提出されたときは審査のうえ助成金を変更すべきものと認めたときは、雨水利用タンク設置助成金変更決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(助成金の交付請求および交付)

第8条 前条の規定により交付決定通知を受けた者は、雨水利用タンク設置完了後、完了届（第5号様式）および請求書（第6号様式）により区長に助成金の交付を請求するものとする。なお、助成金の交付の請求期限は交付決定の有効期限である交付を決定した日の属する年度の末日までとする。

- 2 区長は、前項の規定に基づく請求があったときは、請求内容を審査のうえ助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を当該助成工事以外の用途に使用したとき。
- (3) そのほか、この要綱の規定に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取消したときは、既に交付している助成金の全部または一部を返還させることができる。
- 3 区長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取消したときは、雨水利用タンク設置助成金決定取消通知書（第7号様式）により当該交付決定を受けた者に通知する。

(施設の管理)

第10条 助成金の交付を受けた者は、設置完了後も雨水利用タンクの能力を保持するた

め適切な維持管理を行い、雨水利用の推進に努めるものとする。

(委 任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付については、品川区補助金等  
交付規則（昭和39年品川区規則4号）に定めるところによる。

付 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成31年4月17日から施行する。